

国 税 局 長
殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官
(官印省略)

**東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
第43条の2関係の取扱いについて（法令解釈通達）**

平成23年12月14日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年12月14日法律第119号）」が公布・施行されたことに伴い、同法による改正後の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日法律第29号）」第43条の2（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例）関係の取扱いを下記のとおり定めたから、これによらるたい。

なお、この通達による取扱いについては、個々の事情に応じ、懇切かつ具体的に指導するよう万全を期することとされたい。

記

第 1 用語の定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 震災特例法 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日法律第29号）をいう。
- (2) 震災特例法令 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年4月27日政令第112号）をいう。
- (3) 法令解釈通達 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）（平成11年6月25日課酒 1 -36ほか4課共同）の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」をいう。
- (4) 災害 震災特例法第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。
- (5) 酒類の製造場 酒税法（昭和28年2月28日法律第6号）第7条第1項の規定により酒類の製造免許を受けている場所及び同法第28条第6項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所をいう。

第2 適用に関する取扱い

第1 項関係

1 軽減税額の計算についての取扱い

震災特例法第43条の2第1項の規定による酒税の税率の特例の適用に当たっての取扱いについては、法令解釈通達第3編第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の1から6の定めを準用する。

第2 項関係

1 「清酒製造設備等」の範囲

震災特例法令第34条第1項第1号に規定する「清酒製造設備等」とは、災害の発生前において酒類の製造又は貯蔵の用に供していた若しくは供することを予定していた次の施設又は設備とする。

なお、清酒製造設備等については、被害を受けた酒類製造場を統括する部署の施設又は設備のうち、当該酒類製造場における酒類の製造又は貯蔵に係るものを含むものとする（以下同じ。）。

(1) 「施設」の範囲

施設とは、所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）第13条第1号及び第2号に規定する「建物及びその付属設備」及び「構築物」とする。

(2) 「設備」の範囲

設備とは、所得税法施行令第6条第3号及び第7号又は法人税法施行令第13条第3号及び第7号に規定する「機械及び装置」及び「工具、器具及び備品」とする。

2 「損害の金額」による判定

震災特例法令第34条第1項第1号に規定する「損害の金額が当該製造場における清酒製造設備等の価額の十分の五以上であること」との要件に該当するかどうかの判定については、次によるものとする。

なお、要件に該当するかどうかの判定は、施設又は設備のいずれかの損害の金額により判断するのであるから留意する。

(1) 清酒製造設備等につき生じた損害の金額及びその清酒製造設備等の価額は、災害の発生前におけるその清酒製造設備等の価額を基に算定する。なお、災害の発生前におけるその清酒製造設備等の価額を基に算定することが損害の実態にそぐわないような場合等には、合理的な方法により算定することとしても差し支えない。

(2) 清酒製造設備等が二以上ある場合には、そのすべての清酒製造設備等について、一の清酒製造設備等ごとに損害の金額及びその清酒製造設備等の価額を算出し、その合計額により判定する。

(3) 酒類の製造場を二以上有している場合には、そのすべての酒類の製造場の清酒製造設備等の損害の金額及びその清酒製造設備等の価額の合計額により判定する。

3 「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」の範囲

震災特例法令第34条第1項第1号に規定する「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」には、次のようなものが含まれる。

(1) 災害による資産の損害を支払事由として、損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける保険金、共済金又は見舞金

(2) 災害による資産の損害の補填を目的とする、任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金

(3) 災害による資産の損害を基因として、支払を受ける損害賠償金

4 「清酒製造設備等のうち主要なもの」の範囲

震災特例法令第34条第1項第2号に規定する「清酒製造設備等のうち主要なもの」とは、清酒製造設備等のうち、当該清酒製造設備等が使用できない場合に酒類の製造若しくは貯蔵ができなくなる又は酒類の製造数量が著しく減少することとなるものとする。

5 「滅失」の意義

震災特例法令第34条第1項第2号に規定する「滅失」とは、焼失、流失のほか、全部倒壊（災害発生以降において取壊し又は除去をせざるを得ない状態にあるものを含む。）をいう。

6 「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」の意義

震災特例法令第34条第1項第2号に規定する「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、相当の修繕を行わなければ酒類の製造若しくは貯蔵ができなくなる又は酒類の製造数量が著しく減少することとなると認められる場合の損壊をいう。

なお、修繕費の額が、清酒等の純課税移出数量（平成22年度の純課税移出数量又は平成22年度前3年度間の平均純課税移出数量のいずれか少ない数量）をもとに、震災特例法第43条の2の規定を適用して算出した5年間の酒税の軽減見込額に満たない場合には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊には該当しないのであるから留意する。

7 国税庁長官の確認の取扱い

震災特例法第43条の2第2項及び震災特例法令第34条第2項の規定による国税庁長官の確認の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 酒類の製造場について甚大な被害を受けたことにつき政令で定める要件を満たすものとして、国税庁長官の確認を受けようとする者がある場合には、別添1「東日本大震災により酒類の製造場が甚大な被害を受けたことについての確認申請書」（以下「確認申請書」という。）に清酒製造設備等の被害の状況が確認できる書類（罹災証明書等）を添付させ、被害を受けた酒類の製造場（2以上の酒類製造場を有する場合には主たる酒類の製造場）の所在地の所轄税務署長に平成24年3月31日までに提出させる。
- (2) (1)により確認申請書の提出を受けた税務署長は、その申請内容を確認し、国税局長を経由して国税庁長官に進達する。
- (3) 震災特例法第43条の2第2項の確認をした又は当該確認をしない旨の決定をした旨の通知は、国税庁長官から申請者に対し別添2又は別添3による書面で通知するとともに、当該申請者の製造場を所轄する税務署長に対し、国税局長を経由してその旨を通知する。

酒税

東日本大震災により酒類の製造場が甚大な被害を受けたことについての確認申請書

| | | | |
|--|-------------|---|---------|
| 収受印 | | 整理番号 | ※ |
| 平成 年 月 日 | 申 請 者 | (住所) 〒 | (電話) 局番 |
| 国税庁長官 殿 | | (氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) | |
| <p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第43条の2第2項に係る確認を受けたいので、同法施行令第34条第2項の規定により関係書類を添付して申請します。</p> <p>対象となる酒類の製造場</p> | | | |
| 1 | 製造場の所在地及び名称 | | |
| | 被害の状況 | 「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号____のとおり | |
| 2 | 製造場の所在地及び名称 | | |
| | 被害の状況 | 「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号____のとおり | |
| 3 | 製造場の所在地及び名称 | | |
| | 被害の状況 | 「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」 順号____のとおり | |
| 【その他参考となるべき事項】 | | | |

酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書



| | | | |
|---|------------------|---|---|
| 政令第三十四条第一項一号要件 政令第三十四条第一項二号要件 | | 順号__ 製造場名: | |
| 施設の損害金額が価額の十分の五以上であるか | | | |
| 施設の価額の合計① | | 千円 | |
| 施設の損害金額の合計② | | 千円 | |
| 保険金等③ | | 千円 | |
| 損害割合④ | | $\frac{\text{② (千円) - ③ (千円)}}{\text{① (千円)}} =$ | |
| 該当の有無 | ④ ≥ 0.5 | 該 当 ・ 非 該 当 | |
| 設備の損害金額が価額の十分の五以上であるか | | | |
| 設備の価額の合計⑤ | | 千円 | |
| 設備の損害金額の合計⑥ | | 千円 | |
| 保険金等⑦ | | 千円 | |
| 損害割合⑧ | | $\frac{\text{⑥ (千円) - ⑦ (千円)}}{\text{⑤ (千円)}} =$ | |
| 該当の有無 | ⑧ ≥ 0.5 | 該 当 ・ 非 該 当 | |
| 清酒製造設備等の滅失・損壊により製造・貯蔵が困難となっているか | | | |
| 滅失・損壊した清酒製造設備等 | | | |
| 製造・貯蔵への影響 | | | |
| 修繕等区分 | | 修繕・購入・その他 () | |
| 修繕費等の額⑨ | | 円 | |
| 5 年 間 の 軽 減 見 込 額 | 計算式 | $\left[\begin{array}{l} \text{平成22年度中の課税移出数量又は平} \\ \text{成22年度前3年度間における平均純} \\ \text{課税移出数量のいずれか少ない数量} \\ \text{※200ℓを超える場合は200ℓ} \end{array} \right] \times (\text{税率}) \times \begin{array}{l} 0.8 \\ \text{又は} \\ 0.85 \end{array} \times 0.0625 \times 5\text{年} = \left[\begin{array}{l} \text{5年間の} \\ \text{軽減見込額} \end{array} \right]$ | |
| | 清酒 | $kl \times 120,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$ | |
| | 連続式蒸留 しょうちゆう | $kl \times () \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$ | |
| | 単式蒸留 しょうちゆう | $kl \times () \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$ | |
| | 果実酒 | $kl \times 80,000 \times 0.8 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$ | |
| | 合成清酒 | $kl \times 100,000 \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$ | |
| | 発泡酒 | $kl \times () \times 0.85 \times 0.0625 \times 5\text{年} = \text{円}$ | |
| 合計 | ⑩ | | 円 |
| 該当の有無 | 設備の再取得有 又は ⑨ ≥ ⑩ | 該 当 ・ 非 該 当 | |
| 修繕・購入等完了(見込)年月日 | | 平成__年__月__日 | |

【記載要領】

《東日本大震災により酒類の製造場が甚大な被害を受けたことについての確認申請書関係》

- 1 この申請書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第43条の2第2項に係る確認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書及び関係書類は、甚大な被害を受けた酒類の製造場（2以上の酒類の製造場を有する場合には主たる酒類の製造場）の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出してください。
- 3 「対象となる酒類の製造場」欄には、すべての製造場を記載してください。
- 4 「被害の状況」欄には、製造場ごとに符番する順号を記載し、具体的な被害の状況は「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書」及び「酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書（次葉）」に記載してください。

《酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書関係》

- 1 「順号」欄及び「製造場名」欄には申請書に記載した順号及び製造場名を記載してください。
- 2 「政令第三十四条第一項第一号要件」欄には、明細書次葉を基に次の事項を記載してください。
 - ① 「施設（設備）の価額の合計①（⑤）」欄には、明細書次葉に記載した「施設等の価額」欄の合計額を記載してください。
 - ② 「施設（設備）の損害金額の合計②（⑥）」欄には、明細書次葉に記載した「損害金額」欄の合計額を記載してください。
 - ③ 「保険金等③（⑦）」欄には、明細書次葉に記載した「保険金等の額」欄の合計額を記載してください。
 - ④ 「損害割合④（⑧）」欄は、明細書次葉から記載した各合計額を基に、当該欄の数式に従いその割合を記載してください。
 - ⑤ 「該当の有無」欄は、「損害割合④（⑧）」が0.5以上であれば「該当」に、0.5未満であれば「非該当」に○を付してください。
- 3 「政令第三十四条第一項第二号要件」欄には、明細書次葉を基に次の事項を記載してください。
 - ① 「滅失・損壊した清酒製造設備等」欄には、当該清酒製造設備等が滅失・損壊していることにより、製造・貯蔵が困難となっている主要な施設又は設備の名称を記載してください。
 - ② 「製造・貯蔵への影響」欄には、「滅失・損壊した清酒製造設備等」欄に記載した主要な施設又は設備が滅失・損壊したことによる製造・貯蔵への影響を具体的に記載してください。
 - ③ 「修繕等区分」欄には、「滅失・損壊した清酒製造設備等」欄に記載した主要な施設又は設備についてどのように復旧したか、修繕・購入・その他の区分に○を付してください。なお、その他のかっこ書きには、具体的な方法（例えば「他の製造者から無償の譲受け」）を記載してください。
 - ④ 「修繕費等の額⑨」欄には、明細書次葉に記載した「修繕費等」欄の額のうち、修繕費の額を記載してください。
 - ⑤ 「5年間の軽減見込額⑩」欄には、税額の軽減の適用を受ける品目に係る平成22年度の清酒等の純課税移出数量又は平成22年度前3年度間の平均純課税移出数量のいずれか少ない数量をもとに、震災特例法第43条の2の規定を適用した場合の5年間の軽減額の合計額のいずれか低い額を記載してください。

なお、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及び発泡酒については、その異なる税率ごとに軽減税額を計算することとなりますので注意してください。
 - ⑥ 「該当の有無」欄には、主要設備の再取得があること又は「修繕費等の額⑨」が「5年間の軽減見込額⑩」以上であれば「該当」に、主要設備の再取得がなく、「修繕費等の額⑨」が「5年間の軽減見込額⑩」未満であれば「非該当」に○を付してください。

《酒類の製造場について甚大な被害を受けたことの明細書次葉関係》

1 次葉は、施設又は設備別に作成してください。なお、施設又は設備は、酒類の製造場において災害の発生前に酒類の製造又は貯蔵の用に供していた若しくは供することを予定していたすべての施設又は設備を記載してください。

なお、被害のない施設又は設備については、それについて一括して記載しても差し支えありません。

- 2 「施設又は設備の区分」欄には、施設か設備の区分を記載してください。
- 3 「施設・設備の名称」欄には、具体的な施設・設備名を記載してください。
- 4 「被害有無」欄には、その施設又は設備の被害の有無を記載してください。
- 5 「被害の程度」欄には、その施設又は設備の被害の程度を記載してください。
- 6 「被害の概要及び製造が困難となった理由」欄には、その施設又は設備の被害の状況を具体的に記載し、その被害により製造又は貯蔵がどのように困難となったのか理由を記載してください。
- 7 「取得年月日」欄には、その施設又は設備の取得年月日を記載してください。
- 8 「施設等の簿価」欄には、東日本大震災の直前の事業年度末の帳簿価額を記載してください。
- 9 「施設等の価額」欄には、要件の判定に当たり適用した施設又は設備の価額（帳簿価額または合理的な方法により算定した価額）を記載してください。
- 10 「損害金額」欄には、その施設又は設備の損害金額を記載してください。
- 11 「損害金額の算定方法」欄には、その施設又は設備の損害金額について、損害金額を算定した方法を具体的に記載してください。
- 12 「保険金等の額」欄には、東日本大震災による損害を事由として、その施設又は設備に対して支払を受けた又は支払を受ける見込みの保険金等の額を記載してください。
- 13 「修繕等区分」欄には、その施設又は設備について修繕等の区分を記載してください。なお、区分は次によります。

| | |
|-----|---|
| 修繕 | ・その施設又は設備について、修繕を行った場合又は申請時には修繕が終了していないが、今後、修繕をする予定である場合 |
| 購入 | ・その施設又は設備の代替資産について、購入した場合又は申請時には購入が終了していないが、今後、購入をする予定である場合 |
| その他 | ・その施設又は設備の修繕、購入に代えて、代替資産として他の酒類製造者等から施設又は設備を譲受けた場合 ・修繕、購入等の予定がない場合 |

14 「修繕費等」の欄には、修繕、購入等に要した額を記載してください。なお、申請時に修繕、購入等が終了していないが、今後、修繕、購入等をする予定である場合には、その見込み額を記載してください。

《添付書類》

申請書には、被害状況の分かる書類（罹災証明書）又は写真、要件の算定根拠となった書類（修繕費等の見積書等）等を添付してください。

別 添 2

第 号

平成 年 月 日

殿

国税庁長官 _____ 印

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律第 43 条の 2 第 2 項の確認通知書

平成 年 月 日付で申請のあった下記の酒類の製造場については、貴社（あなた）の申請内容を確認したところ、東日本大震災により甚大な被害を受けたと認められますので、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例施行令第 34 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

※ 被災を受けた製造場の所在地及び名称を記載する。

殿

国税庁長官 _____ 印

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する
法律第 43 条の 2 第 2 項の確認しないことの決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった下記の酒類の製造場については、貴社（あなた）の申請内容を確認したところ、下記のとおり東日本大震災により甚大な被害を受けたと認められませんので、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例施行令第 34 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 被災を受けた製造場の所在地及び名称

- 酒類の製造場について甚大な被害を受けたと認められない理由

(注) 不服申立て等についての教示文を添付する。